

規制影響分析書要旨

規制の名称	悪質な有料老人ホームの事業主に対する都道府県知事による事業停止命令の創設		
主管部局・課室	老健局高齢者支援課		
関係部局・課室	-		
評価実施時期	平成29年2月		
規制の新設・改廃の内容・目的	再三の事業改善命令に従わず、入居者保護が図られない悪質な有料老人ホームが存在しているため、入居者保護の強化を図る観点から、都道府県知事が悪質な有料老人ホームの事業主に対して事業の制限又は停止を命ずることができることとする。事業停止命令に違反した場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。		
	(根拠条文)	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の老人福祉法第29条第14項	
想定される代替案	○ 都道府県知事が、任意の事業停止に向けた行政指導によって、悪質な有料老人ホームの事業主に対して指導を行う。		
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案	
	(遵守費用)	事業停止等にかかる費用が発生する。	任意であるため、事業停止等しない場合は費用は発生しないが、事業停止する場合には改正案と同様の費用が発生する。
	(行政費用)	事業停止命令等に係る書類作成等の事務費用が発生する。	任意であるため、事業停止命令を指導しない場合には費用は発生しないが、事業停止等を指導する場合には改正案と同様の費用が発生する。
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案	
	再三の事業改善命令に従わず、不適切な運営を続ける悪質な有料老人ホームによる不適切な介護等の供与を止めさせることができるため、実効性をもって入居者の保護を大いに図ることができる。	任意の指導であるため、事業主が事業停止等しないことにより、入居者の保護が図られない可能性がある。	
分析結果	改正案は法律上に都道府県知事による事業停止命令を創設ことにより、事業主に対し一定の遵守費用、都道府県に対し事業停止命令等に係る事務費用の発生が見込まれるが、これらの費用は限定的なものであり、入居者の保護が図られるという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。代替案の場合、指導しても任意であるため、事業主が事業停止しないことにより入居者の保護が図られず、悪質な有料老人ホームの事業主を排除できず、入居者の保護強化の実効性が担保できないおそれがある。		

有識者の見解その他関連事項	<p>介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)</p> <p>(4) 安心して暮らすための環境の整備(有料老人ホームの入居者保護の充実等)</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この</p> <p>有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。</p> <p>○ また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>
備考	-